

議案第9号関連資料
 明石市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例
 の一部を改正する条例(案)の概要

1 改正理由

明石市特定事業主行動計画に基づき、職員が仕事と子育て・介護等を含む家庭生活の両立を図り、安心して職務に取り組むことができる職場環境を整備するとともに、育児・介護制度において、先導的役割を果たすため、条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の内容

(1) 介護休暇の取得可能期間の延長(6月→1年)

介護休暇については、現在、通算して6月まで取得可能としていますが、介護離職を防ぐため、取得可能期間を1年に延長します。

| | |
|----------------|---|
| 概 要 (現 行) | 職員が親族等で負傷、疾病または老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため必要がある場合、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で、介護休暇を取得することができます。(無給) |
| 変 更 内 容 | (現 行) 通算して6月を超えない範囲内 (改正案) 通算して1年を超えない範囲内 |

(2) 育児部分休暇の新設

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)を利用する子を養育する職員を対象に、部分休業に準じた休暇制度を新設し、さらなる子育て支援を図ります。

| | | |
|-------|---|-------------------------|
| 名 称 | 育児部分休暇(新設) | 部分休業(既存) |
| 対 象 者 | 放課後児童クラブに通う小学校3年生までの子を養育する職員 | 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員 |
| 概 要 | 1日2時間を限度に、30分単位で取得できます。(無給) 勤務時間の終わりにのみ取得可。(放課後児童クラブのお迎えに限る) | 勤務時間の始めまたは終わりに取得可。 |

(3) その他規定の整備

文言の整理等、所要の規定整備を行います。

3 施行期日

2020年(令和2年)4月1日